

# 受託研究契約書

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「甲」という。）と株式会社 ○○  
○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、受託研究契約（以下「本契約」という。）  
を締結するものとする。

（受託研究の題目等）

第1条 甲及び乙は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を実施するものとする。

- （1）研究課題
- （2）研究内容
- （3）研究担当者氏名
- （4）研究実施場所 園田学園女子大学 学部 学科 研究室

（研究期間）

第2条 本受託研究の期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

（経費の納付）

第3条 乙は、本受託研究に要する経費として金○○○○円（一般管理費を含む）を甲の発す  
る請求・銀行振込依頼書により、平成○年○月○日までに納付するものとする。

（経費により取得した機器・備品等の帰属）

第4条 本受託研究の経費により取得した機器・備品等は、甲に帰属するものとする。

（事業の中止又は期間の延長）

第5条 天災その他事業遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、本受託研究  
を中止、又は研究事業期間を延長することができる。

（事業の中止等に伴う経費の取扱い）

第6条 前条の規定により、本受託研究を中止した場合において、第3条の規定により納付さ  
れた経費の額に不要が生じた場合は、甲は不要になった額の範囲でその全部又は一部を乙に  
返還することができる。

（情報・試料等の開示・提供）

第7条 乙は、乙の保有する情報・知識等を甲の本受託研究の遂行に必要な範囲において甲に  
開示するものとする。

2 乙は、乙の保有する試料等を甲の本受託研究の遂行に必要な範囲において甲に無償で提供  
するものとし、その搬入に要する経費を負担するものとする。

3 乙は、乙の保有する機器・備品等を甲の本受託研究の遂行に必要な範囲において甲に無償  
で貸与するものとし、その搬入及び返却時の搬出に要する費用を負担するものとする。

（秘密情報の保持）

第8条 甲及び乙は、本受託研究の実施にあたり相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及  
び営業上の秘密情報を、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩  
してはならないものとする。

（特許権等の取扱い）

第9条 本受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準ず  
る権利（以下「特許権等」という。）は、原則として、甲及び乙に帰属するものとする。

2 乙は、特許権等を実施しようとする場合、甲に対し別途締結する特許実施契約で定める実施料を支払うものとする。

(報告)

第 10 条 甲は、本受託研究が完了したときは、研究に関する成果を速やかに乙に報告するものとする。

(成果の公表)

第 11 条 本受託研究の成果について甲乙双方はこれを公表することができる。ただし、公表の時期、方法等については、甲及び乙間で協議する。

(受託研究の解除)

第 12 条 研究を途中で中止しようとするときは、甲乙双方で協議するものとし、いずれかが一方的に中止することはできないものとする。

(本契約の有効期限)

第 13 条 本契約の有効期限は、第 2 条の研究期間と同一とする。

2 本契約失効後においても、第 7 条から第 11 条及び第 14 条の規定については、対象事項がすべて消滅するまで存続するものとする。

(協 議)

第 14 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 15 条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする神戸地方裁判所の所轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印のうえ双方で各 1 通を保管するものとする。

平成 28 年 10 月 1 日

(甲) 兵庫県尼崎市南塚口町 7 丁目 29 番 1 号  
園田学園女子大学  
園田学園女子大学短期大学部  
学長 ○○ ○○

(乙) ○○県○○市○○○ 丁目 番 号  
株式会社○○○○  
代表者 ○○ ○○